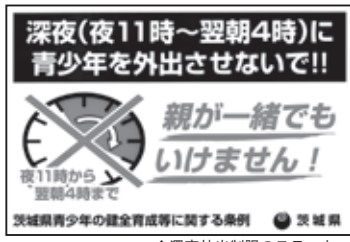


青少年相談員だより

—愛のパトロール—



↑深夜外出制限のステッカー

薬物乱用防止啓発活動第2弾

▼「薬物乱用防止教育指導員 養成講習会」に参加して

昨年12月に茨城県庁において警察、保健所、文部科学省健康教育調査官などを招いて、薬物乱用防止教育指導者養成講習会が開催され、相談員2人が参加しました。

▼「危険ドラッグの現状」

これまで合法ドラッグと称され、青少年や大人が安易に使用していた薬物は、昨年7月22日に「危険ドラッグ」と名称変更されました。これまでも痛ましい事件は起きていましたが、新名称決定以降も関連の事件が新聞、ニュース番組で多く取り上げられることが多くなっているように思われます。

危険ドラッグは、覚せい剤や大麻に化学構造を似せて合成された物質などが添加された物質で「お香やハーブ・アロマオイル・ビデオクリーナー・バスソ

ルト」などと称して、危険な薬物ではないように偽装し、お店やインターネットなどを介して販売されています。いずれも「合法」「安全」などと偽って売られています。使用すると自身の健康被害の発生にとどまらず、他人を巻き込んだ交通事故や犯罪を引き起こす、大変危険な薬物です。

乱用者の8割は、薬物乱用初犯者でその7割が20〜30歳代が占めているということです(全国)。

▼「薬物乱用を防止するには どうしたらいいのでしょうか」

学校教育の現場では、危険ドラッグのような薬物を安易に購入、使用しないように、
①怖さと影響力について知る
②誘いに対して断ることが自分を守ることだと知る

③自分がかげがえのない存在であることを知る
などの指導が行われています。青少年が危険ドラッグに興味を持たないようにするには、学校

や家庭内での教育のほか、地域の大人が「正しい知識を持つこと」「薬物問題に関心を持つこと」「薬物乱用のリスクを知ること」が大変重要となってきました。

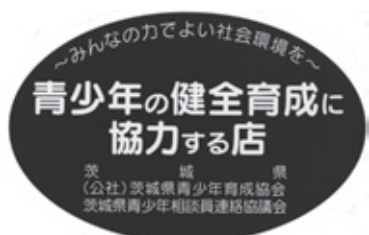
地域で危険ドラッグの持つ恐ろしさを話し合うことは、薬物使用に対する予防のひとつの策となります。

▼「青少年の保護者や地域のみなさんへ」

危険ドラッグや覚せい剤、麻薬、大麻など薬物問題への関心を深め、未来ある若者たちに向けて、あたたかく、そして厳しくみんなで見守りましょう!



見たことがありますか! このステッカー



登録店舗にはこのステッカーが貼られています。

「青少年の健全育成に協力する店」(新規登録店)

は や ぶ さ
カラオケ 8 8 2 3

青少年を非行や犯罪から守るために家庭・地域・社会が一体となって青少年の健全育成のための環境を整えることが重要です。

市では、「青少年の健全育成に協力する店」の登録を進めており、青少年の健全育成条例の順守など青少年のためのより良い環境づくりにご協力を頂き、平成27年2月1日現在、登録数は104店舗となっています。

今後も青少年の健全育成のために地域の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

立入調査

調査の対象は、「青少年の健全育成に協力する店」として登録をいただいている店舗で、今回は主に古書などの買い取り販売を行っている2店舗と、携帯電話やがん具、古物、雑貨などを販売する複合店について調査した状況をお知らせします。

▼牛久第一中学校区

牛久第一中学校区では、平成26年11月13日に古書店で立入調査を実施しました。

今回の調査では、主に※有害図書の取り扱いや買い取り時の対応について店長にお話を伺いました。有害図書について陳列は規定通りの仕切りで表示区分されており、本はビニールで包装されていました。また販売時には、必ず年齢確認しているそうです。買い取り時には、年齢確認と免許証または学生証の提示を促し、18歳以下は買い取り不可となっているそうです。

今回の立入調査では、店長をはじめ従業員の方々は青少年健全育成についての意識が高いと感じました。今後も青少年健全育成への理解と協力をお願いし、終了しました。

※有害図書とは：青少年の健全な育成を阻害する恐れのある書籍やビデオテープ、DVDなどで個別あるいはほうかつ包括指定した図書を指す。



アダルト向けDVDの陳列状況を確認する相談員

▼牛久第三中学校区

昨年、11月20日に図書とDVDの販売・買い取りを行っている店で立入調査を実施しました。調査内容は、有害図書の取り扱い状況や商品の販売、買い取り時の年齢確認の実施状況と深夜入場制限の対応などについて店長に伺いました。

入口付近の一般図書の陳列品は古書で、この中に有害図書は混じっていませんでした。

成人向けの図書とDVDコーナーの入口は、「18歳未満はお断り」と表示した暖簾で仕切りがされていました。また、店の従業員がいるカウンターから客の出入りがはっきりと見えるようになっていました。

小学生から大人まで幅広い年齢層がお店を利用することですが、利用者

はほとんど成人だということです。また、未成年者の来店は、条例に定められている午後11時以降はないそうです。

商品の売り買い時の年齢確認は、免許証・健康保険証などの身分証の提示を徹底しているということです。

このような調査結果から店長、従業員の皆さんとも青少年の健全育成に関して意識が高いことが分かりました。引き続き青少年の見守りのご協力をお願いして立入調査を終えました。



調査表をもとに店長に質問をする相談員

▼牛久南中学校区

11月28日、さくら台にある複合店(古書・ゲームソフト・家電・携帯電話・がん具・雑貨・古物など)で「茨城県青少年の健全育成条例」に適正に対応しているか立入調査表に基づき、店長にお話を伺いました。

質疑応答と店内パトロールの結果、

・個別指定有害図書の取り扱いはない。

・成人コーナーは暖簾ではっきり区別されている。

・買い取り販売は、免許証、健康保険証などで確認し、青少年には売らない。

・5万円以上の商品は、顔写真付きの証明書提示が必要。

・有害器具の取り扱いをしているが、刀物・がん具・銃などは銃刀法に基づき売り先を書く。

・外国人の場合は、パスポートなどの提示を求め、盗品と思われるものは買わない。

というように取り扱われていることをお聞きしました。

今後も「青少年の健全育成に協力する店」として法令の遵守などをお願いし、終了しました。

※有害器具とは：青少年に有害な器具で大人のおもちゃ、エアソフトガン、バタフライナイフなどを指す。



店長(写真右)に販売状況の説明を受ける相談員

問 児童福祉課 ☎内線1732